

(否 決)

介護・障害福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書

介護・障がい福祉事業所は物価高や人件費の上昇などにより、これまで以上に厳しい経営を強いられています。特に訪問介護事業者については、2024年の基本報酬引き下げ等によって経営が逼迫しています。

介護・障がい福祉従事者の賃金（賞与込み、役職者を除く）は全産業平均と比べていまだに月額約 8.3 万円も低い状況にあります。人手不足を解消するため、着実に処遇改善を進めなければなりません。政府は 2024 年度の介護報酬改定で 2024 年度に 2.5%、2025 年度に 2.0%のベースアップにつながるよう加算率の引き上げ等を行ったとしていますが、他産業の賃上げ率を考えれば、このままの処遇では介護・障がい福祉分野からの更なる人材の流出は避けられません。

よって、政府に対し、介護・障がい福祉のサービス提供体制の維持・拡充のため、以下の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

- 1 2026 年 4 月に介護報酬、障害福祉サービス等報酬の期中改定を行い、それぞれの報酬を引き上げること。
- 2 速やかに、政府の処遇改善の上乗せ措置として、全ての介護・障がい福祉事業所で働く全ての職員に対し、月額 1 万円以上の処遇改善を行うこと。
- 3 速やかに、物価高騰に加え、今年度の最低賃金額改定の目安が過去最高額となったことを踏まえ、介護・障がい福祉事業所が最低賃金の引き上げ等に対応できるよう支援すること。
- 4 訪問介護については、速やかに事業者に支援金を支給するとともに、2026 年 4 月の期中改定で基本報酬を引き上げること。
- 5 介護・障がい福祉従事者の賃金を全産業平均の水準へ引き上げる方策を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 1 日

青 森 県 議 会

(否 決)

食料確保・農地維持支払制度の創設を求める意見書

昨夏にいわゆる「令和の米騒動」が発生しましたが、農林水産省は「コメは足りている」、「流通に目詰まりが生じている」といった主張を繰り返し、結果として、米不足への対応が大幅に遅れ、需給調整の不安定化が進む事態となりました。

さらに、近年の自然災害の激甚化・多発化による甚大な農業被害の発生、コロナ禍による影響、国内在庫滞留や物流コストの高騰、ウクライナ侵攻やパレスチナにおける武力紛争などによる世界経済の不安定化に加え、円安などの影響も相まって、農業資材やエネルギーの価格高騰を招くなど、食料・農業・農村をめぐる状況は厳しさを増しています。

こうしたことは、農業の生産現場にとどまらず、国民生活に大きな影響を与えており、食料安全保障の確立をはじめとした食料・農業・農村政策の抜本的な見直しが急務となっています。そもそも、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興は、極端な市場原理の下では、実現が極めて困難であることは明らかであり、新たな農政を展開していかなければなりません。

そこで本議会は、消費者・国民へ農産物を安定的に供給する基礎となる農地を維持するため、新たな交付金（農地維持支払）を交付、中山間地域加算、多面的機能・環境加算（現行の日本型直接支払を強化・拡充）、自給率向上直接支払（現行の水田活用の直接支払を強化・拡充）、そして万が一、米価が生産コストを割り込んだ場合には、主食用米直接支払（米のトリガー）を行うことを柱とした、「食料確保・農地維持支払制度」の創設を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月1日

青 森 県 議 会

(第323回定例会・発議第2号・田名部定男外9名提出)

(否 決)

水産物に係る自給率の向上等を求める意見書

水産物は、良質なたんぱく質をはじめとする豊富な栄養素を有しており、私たちの健全な食生活に不可欠な食料です。水産業は、このような国民の健康を支える水産物を供給するという重要な役割を果たしています。しかし、我が国の水産業は、国内での水産物の消費量が減少傾向で推移する中、生産量の減少や担い手の高齢化など、厳しい課題に直面しています。

食用魚介類の自給率は、113%（昭和 39（1964）年度）をピークに令和 5（2023）年度は 54%へと低下しており、輸入への依存度が高まっています。昨年には、食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の確保が基本理念の柱の一つに位置付けられましたが、食料安全保障の確保を図る観点からも、水産基本計画に定める令和 14（2032）年度の食用魚介類の自給率の目標値である 94%の達成に向けて、国内の漁業生産を増大させるための施策を強化・拡充することが必要です。

以上の趣旨から、本議会は下記の措置を講ずることで、水産物に係る自給率を向上させるよう強く要請します。

記

- 1 水産資源の迅速な回復に向けて、水産資源の状況を的確に把握するための調査及び研究を拡充するとともに、漁業者が実施する水産資源の適切な保存及び管理に対する支援を充実させること。
- 2 漁業経営を将来にわたって安定的なものにするため、セーフティネットを強化すること。
- 3 国民 1 人当たりの水産物消費量が年々減少し続けている事態に対処し、国内で生産される魚介類の消費を促進するため、消費量減少の原因及び消費者ニーズの変化を見極めつつ、水産加工・流通対策を強化するとともに、魚食文化の普及啓発をはじめとした食育の拡充強化等の対策を幅広く展開すること。
- 4 水産をめぐる情勢の変化や食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、制定から約四半世紀となる水産基本法について検証を行うほか、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 1 日

青 森 県 議 会

(否 決)

最高裁判決を踏まえ、生活保護費削減分の回復を求める意見書

国は 2013 年に生活保護の支給額を平均 6.5%、最大で 10%の生活扶助基準の引き下げを決定し段階的に実施しました。この史上最大の生活保護基準引き下げに対して全国 29 都道府県の 1000 人を超える原告団が憲法 25 条に違反するとして提訴しました。

今年 6 月 27 日、最高裁判所において「厚生労働大臣の判断には最低限度の生活の具体化に係る判断の過程に過誤、欠落があると認められる」とし、「同大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして生活保護法 3 条、8 条 2 項の規定に違反し、違法である」と断言し、減額処分を取り消す判決が下されました。裁判長を務めた宇賀克也裁判官は「違法に引き下げ幅を拡大し、最低限度の生活ができない状態を 9 年以上にわたって強いてきたとすれば、賠償は支払われるべきだ」とも述べています。

生活保護制度は憲法 25 条が定める生存権保障の大本であるだけでなく、生活保護基準は、最低賃金、就学援助、国民健康保険料の減免基準、公営住宅の減免基準等のさまざまな制度の基準に連動しており、生活保護を利用していない多くの国民の生活にも大きく影響するものです。また、青森県において生活保護世帯の 64%が高齢者世帯であり、早急に原状回復の措置がとられることが必要です。

よって国に対し、憲法 25 条に則り、国民の生存権を保障するために、以下について実施するよう強く求めます。

記

- 1 最高裁判決を真摯に受け止め、被害者である生活保護利用者の被害の全面回復を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 1 日

青 森 県 議 会

(第 323 回定例会・発議第 4 号・田名部定男外 9 名提出)

(否 決)

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年、国連はあらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための「女性差別撤廃条約」を採択し、わが国は1985年に批准しています。また、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択されたのが「選択議定書」です。

選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合に、個人等が女性差別撤廃委員会に救済を求める通報制度と調査制度を定めているものです。今年は選択議定書が採択されてから26年目に当たりますが、現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち、115か国が選択議定書を批准している中で、日本は批准をしていません。

SDGsの17の目標の第5は、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっています。日本における男女平等の実現は未だ途上にあり、各国の男女間の格差を示す2024年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、148か国中118位、先進7か国G7では最下位と後れを取っています。国は第5次男女共同参画基本計画において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としていますが、これまで「検討」以上の進展がなく、このことは、26年間もの間、男女の格差をなくすための有効な策が講じられてこなかったことを示しています。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩となるものです。

よって、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月1日

青 森 県 議 会

(第323回定例会・発議第5号・田名部定男外9名提出)

(否 決)

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書

学校給食は、子どもたちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質及び量の確保が困難となっている実態がある。

このような中、国による給食無償化の実現は、給食の安定供給と、子育て支援や少子化対策への貢献という両面から、極めて重要な政策的意義を有する。政府は、小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

しかしながら、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費をまかなう必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、給食の質や量が低下しかねず、自治体ごとに格差が生じるおそれがある。

したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点からも実施されなければならない。

給食の質の充実については、地産地消の推進や食育の強化、有機食材の使用拡大を求める声が高まっている。一方で、日本の食料自給率は38%にまで低下しており、第一次産業の振興や食育の観点からも、地産地消のさらなる推進が必要である。

よって、国による給食無償化の実施にあたっては、すべての児童・生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質及び量の担保を可能とする十分な予算措置を講ずるとともに、自治体格差が生じないよう下記の事項について特段の取り組みを強く求める。

記

- 1 給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること
- 2 地産地消の推進、食育の充実など、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築すること
- 3 長期欠席児童生徒や、学校外で学ぶ子どもたちにも給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月1日

青 森 県 議 会

(第323回定例会・発議第6号・田名部定男外10名提出)

(可 決)

医師確保や医師の地域偏在の解消に向けた施策の実施を求める 意見書

医療は国民の生活に欠かすことのできない重要なものであり、先の新型コロナウイルス感染症においても、十分認識されたところである。

本来、誰もが必要な医療を受けられる体制や、医療従事者の働き甲斐のある環境が求められるが、本県においては慢性的な医師の絶対数の不足（令和4年 厚生労働省統計：人口10万人対比でワースト7位）や地域間・診療科間の偏在が極めて顕著となり、「医療崩壊」の危機的状況にある。

医師の働き方改革や、今後の新興感染症等が発生した場合への対応など、本県のような医師少数県において継続的に地域医療を提供していくためには、医師をはじめ専門人材の確保が急務である。

このような中、国では昨年度末に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、順次対策に取り組むとしている。

本県ではこうした状況を打開するために、医師確保計画を策定し、奨学金制度やキャリア形成プログラム・キャリア形成卒前支援プランなど、医師の養成・確保に取り組むとともに、急速に進む高齢化に伴う医療需要の変化に対応するために地域医療構想を策定し、各地域で関係者による協議を行いながら、病床機能の分化・連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた施策を推進しているところである。

しかし未だに医師不足や地域間偏在の解消には至っておらず、地域間の「医師偏在指標」の格差を縮小するには、自治体での取組だけでは限界である。

よって国においては、本県の医療を担う医師の確保や地域間偏在の根本的な解消に向け、下記事項の施策を講ずるよう強く求める。

記

- 1 「医師偏在の是正に向けた総合的なパッケージ」の推進については、地域との協議の場を設けて地域の実情を十分に考慮したうえで行うこと。
- 2 臨床医の確保については喫緊の課題であるため、臨床研修プログラムの構築・運営や研修医の受け入れの際に生じる負担に対して必要な支援を行うこと。
- 3 わが県は医師少数県であるため、地域医療介護総合確保基金（医療分）については重点的な配分を行うとともに、柔軟な運用を認めること。
- 4 医師の働き方改革に対応しながら、医療提供体制を確保するためには大学病院による地域への医師派遣機能を維持することが欠かせない。そのため、大学病院に対して十

分な財源を確保すること。

- 5 県からの要請に基づく臨時定員増による地域枠拡大に伴い、大学医学部の専任教員の確保や、施設整備に掛かる経費に対して積極的な支援をすること。また、私立大学等経費補助や公立大学に対する地方財政措置についても同様の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月6日

青 森 県 議 会

(第323回定例会・発議第7号・田中順造外47名提出)

(可 決)

国民のいのちを守るため、地域医療の経営の安定化支援を求める意見書

現在、地域にとって重要なインフラの一つである医療機関において、医師の地域偏在や医師不足などを起因とする収入の確保が困難な状況であることに加え、人件費の高騰、検査機器導入費や医療材料費、光熱費などの高騰により、経営は非常に厳しい状況に置かれている。

病院の診療報酬は令和6年6月に改訂されたものの、その改定率は0.88%にとどまり、病院経営の安定化に資するものとはなっていない。

一般社団法人日本病院会等の6病院団体が行った、令和6年「診療改定後の病院経営状況」の調査によれば、病床使用率はわずかに上昇したものの、医業利益率、経常利益率は悪化傾向が認められ、医業費用が医業収入を上回っており医業利益の赤字病院割合は69%、経常利益の赤字病院割合は61%となっている。

このままでは医療機関の経営が立ち行かなくなり、今後国民が必要な時に必要な医療を受けられなくなる恐れがある。

よって国においては、国民の「いのち」を守る医療機関が安定した経営を可能とし、必要な医療を提供できる環境を整えるため、下記項目について対策を講ずるよう強く求める。

記

- 1 診療報酬の改定の際は、賃金上昇や物価高騰に適切に対応できる仕組みとすること
- 2 診療報酬改定や新たな仕組みが導入されるまでの間、緊急的な財政支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月6日

青 森 県 議 会

(第323回定例会・発議第8号・田中順造外47名提出)